

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書

(2026年1月1日現在)

あなたに対する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	公益社団法人京都保健会
主たる事務所の所在地	京都市右京区太秦棚森町18-13 京医協ビル2階
電話番号	075-862-1155

介護保険法令に基づき 京都府知事から指定を 受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき京都府知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
たんご協立診療所 (2613300108)	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	公益社団法人京都保健会 たんご協立診療所
指定番号	2613300108
所在地	京都府京丹後市大宮町河辺3368-1
電話番号	0772-68-5017

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者・要支援者の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、要支援・要介護状態等となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的とします。
運営の方針	利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行います。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の 従業者の職種	員数	勤務の体制
医師	1人	常勤1名

担当職員は 川崎 繁です。左記、責任者は 川崎 繁 です。

職員は常に身分証明書を携帯していますので必要時はその提示をお求め下さい。

担当職員の変更について

- ①あなたはいつでも担当者の変更を申し出ることができます。その場合当事業所はこのサービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ②当事業者は、都合により担当者を変更することがあります。その場合は事前に、あなたの了解を得ます。

5. 営業時間

営業日	火曜日 木曜日 ただし、国民の祝日、8月14日、15日 12月29日～1月3日までを除く。
営業時間	午前9時～12時 午後1時～4時

6. 利用料

(1割の場合)

(1回につき/月2回まで)	単一建物居住者の人数		
	(一)1人	(二)2～9人	(三)10人以上
* 介護予防も同じ			
居宅療養管理指導(Ⅰ)	515 円	487 円	446 円
居宅療養管理指導(Ⅱ)	299 円	287 円	260 円

- ① 居宅療養管理指導費は、介護保険法令に基づいて保険給付の自己負担割合に応じた額をお支払いいただきます。ただし、保険給付が償還払い（一旦あなたが全額を支払いその後市町村から保険給付の自己負担割合を差し引いた分を受け取る方法）となる場合があります。その場合は一旦全額を徴収し、サービス提供後証明書を交付致します。
- ② 居宅療養管理指導サービスをキャンセルした場合のキャンセル料は徴収致しません。
- ③ 利用者負担金は次月にお支払いいただきます。

7. 交通費

訪問するための交通費は徴収しません。

8. その他の費用

その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし同意を得たもの限り徴収致します。

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	上記営業日
	月・水・金	午前8時30分～午後8時
	火・木	午前8時30分～午後4時30分
	土	午前8時30分～午後0時30分
ご利用方法	電話	0772-68-5017
	面接	たんご協立診療所内

介護サービス等全般にかかるご質問やご要望・苦情等ございましたら、たんご協立診療所職員にお申し出下さい。苦情対応責任者は 川崎 繁 です。

また、市役所（市民局）、国民健康保険団体連合会に申し出ることもできます。

10. 虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じています。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- (4) (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。

11. ハラスメント

適切な居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。また、利用者・ご家族との信頼関係をもとに、安全・安心な環境で質の高い医療・介護を提供できるよう以下の点についてご協力をお願いします。

暴力又は乱暴な言動、個人の尊厳や人格を傷つけるような言動、性的な言動はお控え下さい。

(具体例)

- ・暴力又は乱暴な言動
 - ・セクシャルハラスメント
 - ・その他＝自宅の住所や電話番号を何度も聞く・ペットを放し飼いにする等
- このようなハラスメントを受けた場合は、契約を終了させていただくことがあります。

12. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じています。

また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。

13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じています。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っています。

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施しています。

14. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行います。
- (2) 事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じます。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

15. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は関係機関への連絡を行い、連携して対応します。		
利用者の主治医	氏名	川崎 繁
	所属医療機関の名称	公益社団法人京都保健会 たんご協立診療所
	所在地	京都府京丹後市大宮町河辺 3 3 6 8 - 1
	電話番号	0 7 7 2 - 6 8 - 5 0 1 7
ケアマネジャー	氏名	
	居宅介護支援事業所名	
	所在地	
	電話番号	
家族の緊急連絡先	氏名	(続柄)
	電話番号	

16. その他

医療機関の職員は業務上知り得た利用者または家族の個人情報を外部にもりません。
また、退職後も同様とします。

年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1 に
甲2

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明し、交付しました。

(乙) 居宅サービス事業者

所在地 京都府京丹後市大宮町河辺3368-1

名称 公益社団法人京都保健会 たんご協立診療所

説明者 氏 名

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

また、サービス担当者会議において、私並びに家族の個人情報をを用いる事に同意します。

(甲1) 利用者 住 所

氏 名

(甲2) 利用者の家族 住 所

氏 名

